

補助金等取扱基準

| | |
|---------------------|--|
| 補助金等の名称 | 諏訪市民間社会福祉施設整備資金利子補助金 |
| 補助事業等の目標 | 民間社会福祉施設の整備を促進する。 |
| 補助事業等の対象者 | 社会福祉法人等 |
| 補助対象経費 | 社会福祉法人等が、民間社会福祉施設の新築、改築に要した独立行政法人福祉医療機構からの借入金に対する約定利子の支払に要する経費。ただし、平成22年12月16日までに民間社会福祉施設整備資金利子補助金交付申請書（様式第2号-1）により市長に申請したものに限る。 |
| 補助金等の額及びその算定方法又は補助率 | <p>約定利子の2パーセント以内。ただし、他の地方公共団体から補助を受けた場合には、当該補助金の額とこの基準により交付される利子補助金の額の和が当該約定利子の額を超えることとなるときは、その額を控除する。</p> <p>【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】</p> |
| 補助事業等の評価 | 実績報告書及び約定利子支払いを証する書類により、補助事業の内容を審査のうえ、担当部署により効果を評価する。 |
| 補助事業等の開始時期 | 平成8年4月1日 |
| 補助事業等の終了時期 | <p>【終期が3年を超える場合の理由】</p> <p>借入金の返済が完了するまでの間であるため。</p> |
| 情報の公表の方法等 | 補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する |
| その他 | <p>次に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。</p> <p>(1) 社会福祉法人等 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条の規定による社会福祉法人（社会福祉協議会及び地方公共団体が設置した社会福祉法人を除く。）及び民法（明治29年法律第89号）第34条の規定による法人をいう。</p> <p>(2) 民間社会福祉施設 社会福祉法人等が市内で自ら設置経営する次の施設をいう。</p> <p>ア 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3の規定による老人福</p> |

| | |
|--------------------|--|
| | <p>祉施設のうち、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム</p> <p>イ 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項の規定による障害者支援施設</p> <p>ウ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第25項の規定による介護老人保健施設</p> <p>(3) 約定利子 社会福祉法人等が民間社会福祉施設の整備に要する資金を借り入れた場合の約定により支払う利子をいう。ただし、延滞利子を除く。</p> <p>補助金の交付を受けようとする者は、民間社会福祉施設整備資金利子補助金交付申請書(様式第2号一1)に約定利子支払明細書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>補助事業者は、補助事業が完了したときは、民間社会福祉施設整備資金利子補助金実績報告書(様式第5号一1)に約定利子を支払ったことを証する書面を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>市長は、補助金の交付に関して必要があるときは、職員に帳簿等を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。また、正当な理由がなく調査を拒んだため、補助事業の内容が確認できないときは、補助金交付の全部又は一部を取り消すものとする。</p> |
| <p>提出書類</p> | <p>(1) 民間社会福祉施設整備資金利子補助金交付申請書(様式第2号一1)</p> <p>(2) 約定利子支払明細書</p> <p>(3) 民間社会福祉施設整備資金利子補助金実績報告書(様式第5号一1)</p> <p>(4) 約定利子支払いを証する書類</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。</p> |
| <p>担当部署</p> | <p>諏訪市 健康福祉部 福祉介護課 障がい福祉係 生活相談課 高齢者福祉係</p> |

平成22年12月16日 一部改正
令和2年3月16日 一部改正(令和2年4月1日 施行)
令和8年3月23日 一部改正(令和8年4月1日 施行)